

印刷会社 のための 知的財産

連載
第18回

裁判例紹介

事件名： 展覧会カタログ事件

市販の画集と同程度の質を備えた展覧会カタログの作成には、著作権の権利制限規定が適用されず、著作権者の許諾が必要とされた裁判例

東京地裁 平成元年10月6日判決
昭和62年（ワ）第1744号 著作権侵害差止等請求事件

◆実務上のポイント

昨今の展覧会カタログ（図録）は、画集ともいえるレベルを備えた高品質のものが多くなってきました。展覧会の出品作品のみを掲載しているとしても、これら高品質のカタログを製作する際には、作品の所蔵者からの許諾を得るだけでなく、著作権者からの許諾も得る必要があります。これは、展覧会チケット等の展覧会関連印刷物の場合にも同様です。展覧会などにおいて、美術や写真の著作物を利用した印刷物を作成する際には、主催者任せにせず、その作品の著作権が存続しているか必ず確認し、著作権が存続している場合には、確実に著作権者の許諾を得るようにしましょう。

◆本件を取り上げた理由・主旨

著作権法第47条には、美術又は写真の著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする「小冊子」に、これらの著作物を著作権者に許諾を得ずとも掲載することができる、と定められています。すなわち、展覧会の主催者等は、著作権者の許諾なく出品作品の図版を使用して紹介・説明用の印刷物を作成し、それを入場者に頒布等することができるというものです。これは、著作権者がもっている著作物の複製権の行使を、実社会での運用に合わせて一部制限する規定といえます。

今回の事件は、この規定について、展覧会場で販売

される展覧会カタログが通常取引される画集と同じレベルの品質を備えている場合には適用されない（つまりカタログの作成・販売等について著作権者の許諾が必要）という見解が初めて示されたものです。以後の同様の事件にも、本事件の判断基準がほぼ踏襲されており、今後も、展覧会カタログを取り扱う際にはこの見解に注意を払っておくべきといえます。

この事件の紹介を端緒として、展覧会関連の印刷物を作成する際に気を付けるポイントについて整理してみたいと思います。

◆事件の概要

事実関係

原告Xは、画家Aの妻であり、Aの死後に、Aが創作した絵画等の著作権を相続しました。被告Yは、Aの死後、東京など5箇所でのAの個展（以下「本件展覧会」）を主催し、Aが制作した絵画や彫刻、模型を展示しました。その際、Yは本件展覧会の出品作品を掲載した展覧会カタログ（以下「本件カタログ」）を作成し、展覧会期間中に定価1900円で約2万部を売り上げました。

本件カタログは、サイズ240mm×240mm、紙質はアート紙、フランス装、表裏表紙は厚手の上質アート紙を用いた金色の装丁で、総ページ数は143ページでした。また、掲載図版は展覧会出品作品のみで113枚であり、大部分が縮小されて一ページの半分以上の大きさに掲載され、原寸大に近いものも数点ありまし

た。本件カタログの内容としては、図版の他に、文字資料として展覧会及びAの作品の紹介や解説、Aの年譜等で構成されており、作品ごとに、題名、著作年、画材（彫刻の場合は材質）、手法、署名の有無・位置・態様、サイズ、所有者名等が記載されていました。

Yは、作品の展示、展覧会カタログの作成・販売のどれについても、Xからの許諾を得ていませんでした。

原告被告双方の主張

原告Xは、被告YがXの許諾なく作品を複製したことが著作権の侵害にあたるとして、Yに対し、本件カタログの印刷、製本及び頒布の差止と損害賠償金2800万円の支払い等を求めて訴えを起しました。

これに対し、Yは、本件カタログが著作権法第47条にいう「小冊子」に該当するため、著作権侵害にはあたらないと抗弁しました。

◆判決要旨

1. 裁判所の判断

裁判所は、本件カタログは「小冊子」に該当しないとして、原告Xの訴えを大筋で認め、以下のような判決を下しました。

- ① Yは、本件カタログを印刷、製本及び頒布してはならない。
- ② Yは、本件カタログに関する撮影フィルム、印刷用

原版等を廃棄せよ。

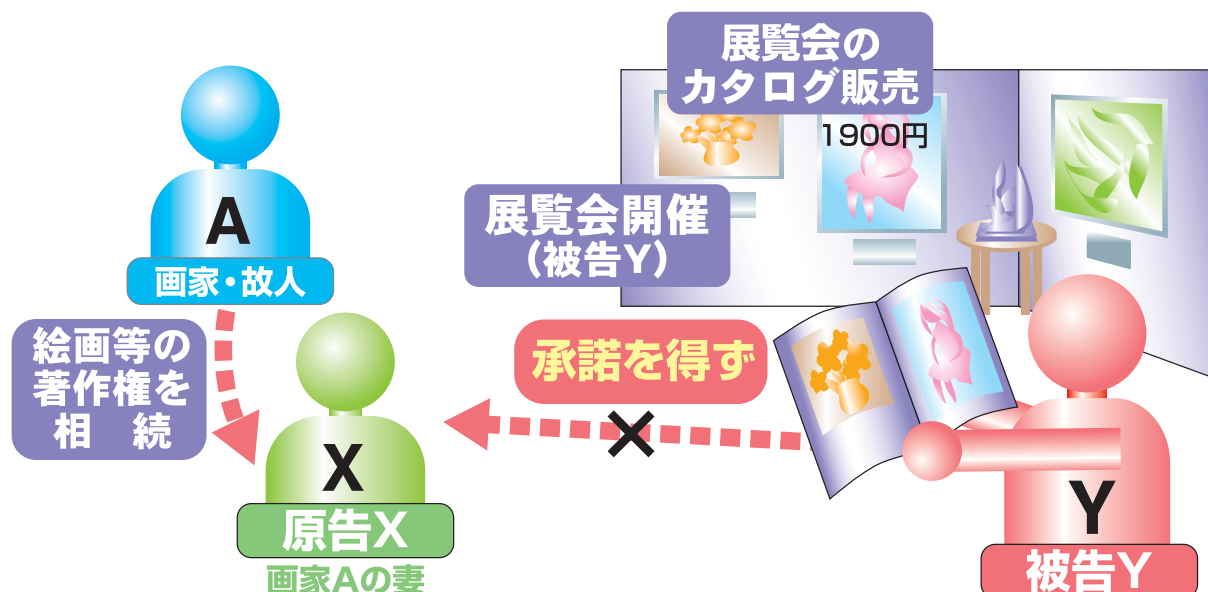
- ③ Yは、Xに対し、損害賠償金として347万920円及び利子を支払え。

2. 判断の理由

裁判所は、著作権法第47条の趣旨につき、「複製の態様が、一般に、観賞用として市場において取引される画集とは異なるという実態に照らし、それが著作権の本質的な利用に当たらない範囲において、著作権者の許諾がなくとも著作物の利用を認めることとしたもの」であるとした上で、「小冊子」が、「解説又は紹介を目的とするものである以上、書籍の構成において著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多いことを必要」とし、「紙質、規格、作品の複製形態等により、鑑賞用の書籍として市場において取引される価値を有するものとみられるような書籍」は、「実質的には画集にほかならず」、「小冊子」には該当しないとしました。

かえって、これらの豪華なカタログが「小冊子」に該当するとすれば、「著作権者の許諾なしに著作物を本質的に利用することを許す結果となることを認め、著作権者の権利を不当に害する」ことになるため、著作権法第47条の趣旨に反するとの見解が提示されました。

これに対し、被告Yは、本件カタログと同程度の規格、紙質等を有するカタログのうち、少なくとも一部は著作権者の許諾を受けずに頒布されている実情を訴



え、「小冊子」の概念も社会環境の変化や観覧者の要求等を反映して当然変わるものと主張しました。これに対して、裁判所は、こうした状況があるからといって侵害行為が正当化されるわけではないとして、受け入れませんでした。

このうえで、裁判所は、本件カタログは、「実質的にみて観賞用として市場で取引されている画集と異なるところはない」ため、「小冊子」にはあたらないものと判断しました。

また、損害賠償額については、本件カタログのケースで通常受けるべき金銭の額としては、定価の10パーセントが適当であるとしたうえで、製造数ではなく実販売数を元に算出されました。

◆解説

「小冊子」の基準とは

本事件で裁判所は、展覧会等に際して作成・頒布される書籍が、著作権法第47条にいう「小冊子」に該当するための条件として、①書籍の構成について「著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多い」こと、そして②書籍の質について「紙質、規格、作品の複製形態等により、鑑賞用の書籍として市場において取引される価値」を備えたものでないことという、ふたつの判断基準を示しました。

また、別の裁判例によると、「小冊子」の目的は、あくまで展覧会会場で原作品を実際に鑑賞する観覧者のために著作物の解説又は紹介をすることであり、従って、複製の質も複製自体の鑑賞を目的とするのではなく、展示された原作品と解説又は紹介との対応関係を視覚的に明らかにする程度のものですべき、という基準が示されています（東京地裁平成9年9月5日判決）。

展覧会カタログが非常に高品質化している昨今、現状のカタログの多くは、展覧会場でのみ販売されているとしても「小冊子」には該当せず、その製作にあたっては著作権者からの複製権の許諾を得る必要が生じると考えられます。

展覧会関係印刷物についての注意

①展覧会チケットへの図版利用

その他展覧会関係の印刷物にまつわる事件として、展覧会のチケットに展示作品の図版を無断で使用した行為が、著作権侵害とされた事例があります（東京地裁平成10年2月20日判決）。

問題となったチケットは、195mm×70mmサイズの紙に、106mm×60mmの大きさで図版をカラー印

刷したものでした。この事件で訴えられた展覧会の主催者側は、この利用形態が引用にあたるとして抗弁しました。しかし、裁判所は、引用先に著作物性が認められない場合には、引用は適用されず、今回のケースではチケットに著作物性がないため、引用の主張を却下しました。また、展覧会出品作品の図版を著作権者の許諾なく入場券等に使用する行為が、仮に広く行われているとしても、やはりこういった著作物の無断使用は著作権侵害行為に他ならず、正当化される根拠はない、との判断が示されました。

②展覧会紹介記事への図版利用

さらに、新聞社が、自己の主催する展覧会の紹介記事に展覧会出品作品のカラー図版を添えたケースでも、著作権侵害が認められています（同上）。この事件では、出品作品についての女優の談話、展覧会の開催要項、前売券発売案内など5種類の記事が検討の対象となりました。

新聞社側は、本ケースでの図版掲載は、時事の事件の報道のための利用や引用にあたり、著作権者の許諾がなくとも適法に使用できると主張しました。しかしながら、この記事は、客観的な報道というよりも展覧会の宣伝記事であって、事件の報道に該当しないことや、記事の内容が著作物性のない図版の紹介や展覧会の案内に過ぎず、記事自体と図版が主従の関係にないため引用に該当しないことなどを理由として、新聞社の主張は認められませんでした。

おわりに

展覧会出品作品であれば、当然に、その図版を展覧会に関連する印刷物等に利用してもよいと思ってしまうがちですが、そうではありません。著作権の存続期間を都度確認し、必要があれば許諾を得る配慮が求められます。なお、既に物故者となった近代の有名作家でも、例えばピカソ（1973年没）やシャガール（1985年没）、ダリ（1989年没）など、著作権がいまなお存続している画家は多いため、確実に著作権の存続期間をチェックすることが肝要です。

また、著作権者との権利処理のみならず、デジタルアーカイブ等から図版データの提供を受けて利用する場合には、データの提供者と合意した使用許諾条件を守る必要があります。

印刷会社としては、以上の点について知識と理解を備えておき、展覧会関連の印刷物を製作する際には、必要な許諾が適切に取られているか、主体的に確認を取ることが望ましいでしょう。